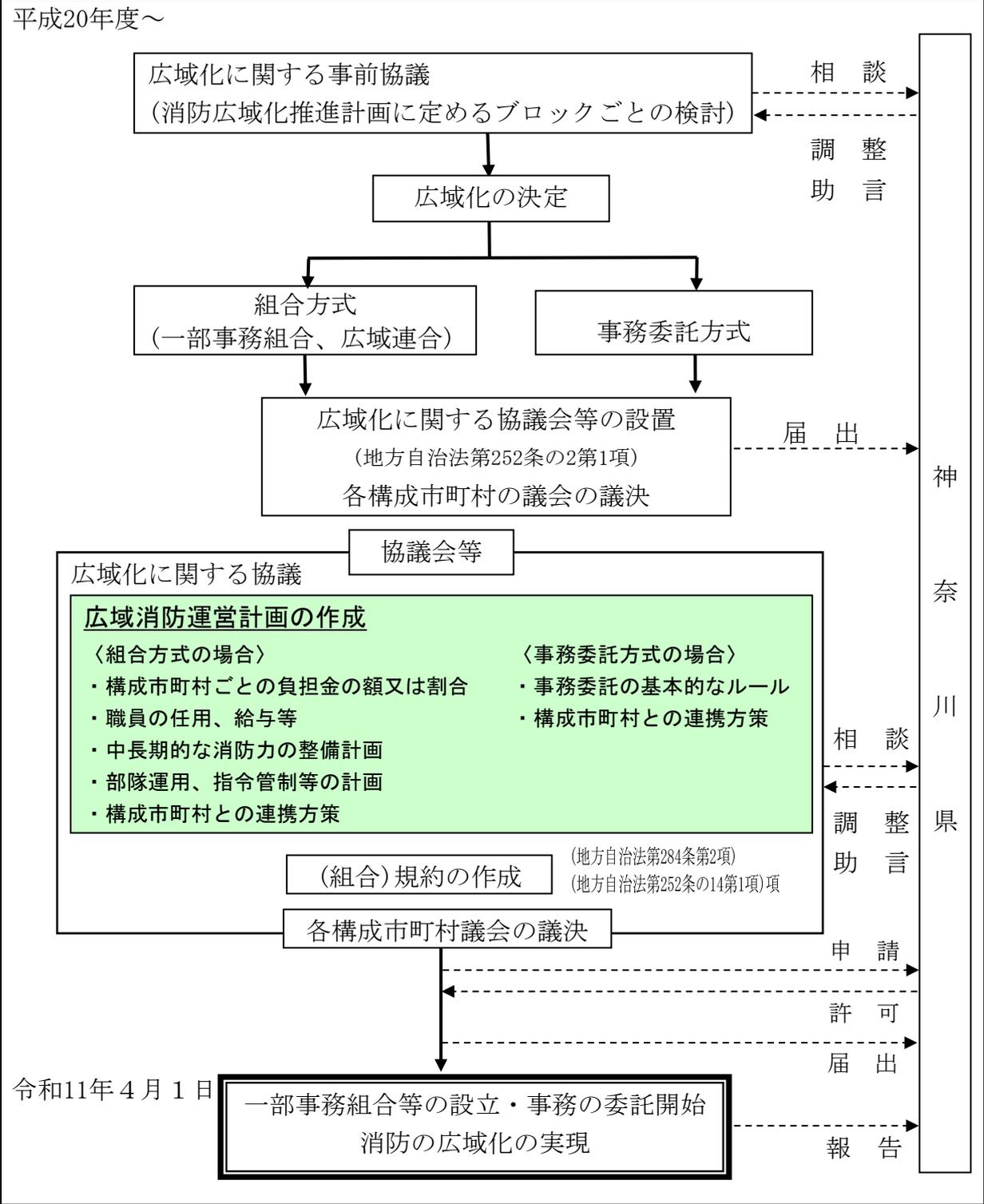


**第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項**

**1 広域化に向けたスケジュール**



## 2 広域化を推進するための県の支援

県は、消防広域化推進計画に基づき、各市町村が行う消防の広域化の推進にあたって、次の取組を行います。

また、これに併せて、全国に先駆けて構築した神奈川県消防広域運用調整本部（かながわ消防）の仕組みをさらに充実していきます。

### (1) 県民及び関係機関等に対する情報提供、普及啓発等

県の広報紙や消防の広域化に関するホームページ等において、広域化による部隊の現場到着時間の短縮等の具体的な効果を掲載するとともに、広く県民及び関係機関へ広域化の必要性やメリット等を情報提供するなど、普及啓発活動を行います。

### (2) 各市町村等に対する情報提供、相談対応等

消防広域化の実現に向けて必要となる情報を市町村等に提供するとともに、相談に対応します。

### (3) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、調整等

広域化対象市町村から求めがあったときは、関係市町村の合意形成のために、市町村相互間の調整を、県が積極的に行います。

### (4) 市町村への支援

消防広域化に向けた課題の解決に対する相談や、市町村間の調整などの支援のほか、広域化に伴い必要となる施設や設備の整備等に対する支援に努めます。

### (5) 国への要請

消防の広域化推進のための国の支援策の充実について、国に要請していきます。